

令和4年第3回
対馬市議会定例会議案



対馬市

目 次

承認第 1 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度対馬市一般会計補正予算 （第 4 号））	5 別冊
承認第 1 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度対馬市一般会計補正予算 （第 5 号））	7 別冊
報告第 4 号	令和 3 事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告について	9 別冊
報告第 5 号	令和 3 事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について	1 1 別冊
報告第 6 号	令和 3 事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について	1 3 別冊
報告第 7 号	令和 3 事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について	1 5 別冊
報告第 8 号	令和 3 事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について	1 7 別冊
報告第 9 号	令和 3 事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告について	1 9 別冊
報告第 1 0 号	令和 3 年度対馬市一般会計継続費精算報告について	2 1
報告第 1 1 号	令和 3 年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	2 5
認定第 1 号	令和 3 年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について	2 7 別冊
認定第 2 号	令和 3 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	2 9 別冊
認定第 3 号	令和 3 年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3 1 別冊
認定第 4 号	令和 3 年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	3 3 別冊
認定第 5 号	令和 3 年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3 5 別冊
認定第 6 号	令和 3 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 7 別冊
認定第 7 号	令和 3 年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について	3 9 別冊
認定第 8 号	令和 3 年度対馬市水道事業会計決算の認定について	4 1 別冊
議案第 5 2 号	令和 4 年度対馬市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 5 3 号	令和 4 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 5 4 号	令和 4 年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 5 5 号	令和 4 年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 5 6 号	令和 4 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

議案第57号	令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第58号	令和4年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第59号	対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	43
議案第60号	対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	49
議案第61号	対馬市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	53
議案第62号	対馬市税条例の一部を改正する条例	61
議案第63号	対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例	63
議案第64号	対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て 支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	65
議案第65号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について	67
議案第66号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（廻地区）	83
議案第67号	工事請負契約の締結について	89
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	95
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	97
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	99
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	101
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	103
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について	105

承認第 1 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 4 年度対馬市一般会計補正予算（第 4 号）

承認第 1 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 4 年度対馬市一般会計補正予算（第 5 号）

報告第4号

令和3事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、
公益財団法人厳原愛育会の令和3事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第5号

令和3事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、株式会社まちづくり厳原の令和3事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第6号

令和3事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、一般財団法人対馬市農業振興公社の令和3事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第7号

令和3事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、
一般財団法人対馬地域商社の令和3事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 8 号

令和 3 事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人対馬栽培漁業振興公社の令和 3 事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 13 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第9号

令和3事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、一般財団法人対馬市国際交流協会の令和3事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第10号

令和3年度対馬市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和3年度 対馬市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	その他			国県支出金	地 方 債	その他			国県支出金	地 方 債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
4	2	衛生費	掃除施設改修事業	元	94,132,000	0	84,700,000	9,000,000	432,000	40,600,000	0	36,500,000	4,000,000	100,000	53,532,000	0	48,200,000	5,000,000	332,000
				2	135,863,000	0	122,200,000	10,000,000	3,663,000	189,395,000	0	170,400,000	15,000,000	3,995,000	△ 53,532,000	0	△ 48,200,000	△ 5,000,000	△ 332,000
				3	156,093,000	0	133,600,000	12,000,000	10,493,000	148,511,700	0	133,600,000	12,000,000	2,911,700	7,581,300	0	0	0	7,581,300
				計	386,088,000	0	340,500,000	31,000,000	14,588,000	378,506,700	0	340,500,000	31,000,000	7,006,700	7,581,300	0	0	0	7,581,300

令和3年度 対馬市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	その他			国県支出金	地 方 債	その他			国県支出金	地 方 債	その他	
10	5		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		博	27	59,056,000	0	37,000,000	7,535,000	14,521,000	51,987,819	0	32,300,000	7,535,000	12,152,819	7,068,181	0	4,700,000	0	2,368,181
		物	28	119,786,000	0	78,200,000	13,413,000	28,173,000	42,899,471	0	4,700,000	8,054,000	30,145,471	76,886,529	0	73,500,000	5,359,000	△ 1,972,471
		館	29	1,243,637,000	51,390,000	1,041,000,000	96,440,000	54,807,000	671,574,180	26,228,000	521,400,000	96,402,346	27,543,834	572,062,820	25,162,000	519,600,000	37,654	27,263,166
		建	30	1,715,193,000	165,800,000	1,339,100,000	139,810,000	70,483,000	1,233,478,425	110,723,000	1,066,100,000		56,655,425	481,714,575	55,077,000	273,000,000	139,810,000	13,827,575
		設	元	299,195,000	20,352,000	253,800,000	0	25,043,000	1,405,797,316	143,108,000	1,048,300,000	160,950,274	53,439,042	△ 1,106,602,316	△ 122,756,000	△ 794,500,000	△ 160,950,274	△ 28,396,042
		事	2	4,630,000	0	0	0	4,630,000	3,224,554	0	0	161,034	3,063,520	1,405,446	0	0	△ 161,034	1,566,480
		業	3	616,438,000	42,856,000	228,900,000	316,365,000	28,317,000	644,238,066	339,000	305,200,000	300,461,080	38,237,986	△ 27,800,066	42,517,000	△ 76,300,000	15,903,920	△ 9,920,986
		費	計	4,057,935,000	280,398,000	2,978,000,000	573,563,000	225,974,000	4,053,199,831	280,398,000	2,978,000,000	573,563,734	221,238,097	4,735,169	0	0	△ 734	4,735,903

報告第11号

令和3年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

1 健全化判断比率（法第3条関係）

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	6.6	11.5
早期健全化基準	(12.61)	(17.61)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準	(20.00)	(30.00)	(35.0)	—

備考 実質収支額及び連結実質収支額が赤字でないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は数値なし。

2 資金不足比率（法第22条関係）

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
旅客定期航路事業特別会計	—
集落排水処理施設特別会計	—

備考 資金の不足額がない会計は、資金不足比率は数値なし。

認定第1号

令和3年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度対馬市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 2 号

令和 3 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 13 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第3号

令和3年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第4号

令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第5号

令和3年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第6号

令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第7号

令和3年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 8 号

令和 3 年度対馬市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度対馬市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 13 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 5 9 号

対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年対馬市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	対馬市福祉医療費の支給に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 1 1 号。以下「福祉医療費支給条例」という。）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	福祉医療費支給条例による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情

報（以下「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの

（2） 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

（3） 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

（4） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		もの
		(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第9

7条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

(5) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(6) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(7) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立

		支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第60号

対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

対馬市職員の育児休業等に関する条例（平成20年対馬市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする

地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときを「非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされ

た日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条

第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条中「のただし書き」を「ただし書」に改め、同条第6号中「職員が当該」を「職員が、当該」に、「を任命権者に提出した」を「について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第61号

対馬市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定の趣旨に基づき、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例、規則（地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）及びその他の申請、届出等の手続に係る根拠となる規定で市の機関が定めるもの並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき長崎県が制定した事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定する長崎県の条例及び長崎県の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関等 市の機関若しくはその機関の職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められたもの、議会又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）をいう。

- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（条例等に基づく行政庁（指定管理者を含む。）の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、

当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料、手数料その他の収入金の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料、手数料その他の収入金の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって、規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通

知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等で行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等で行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第9条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関等の情報システム（以下単に「情報システム」という。）の整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 市は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第62号

対馬市税条例の一部を改正する条例

対馬市税条例（平成16年対馬市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第71条の2の見出し中「固定資産」を「固定資産税」に改め、同条第2項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第63号

対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例

対馬市コミュニティーセンター条例（平成16年対馬市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第2条の表対馬市賀谷コミュニティーセンターの項中「120番地」を「13番地9」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 6 4 号

対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年対馬市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 7 条中「交付し」を「交付しなければならない。」に、「通知し」を「通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第 7 条第 1 0 項第 5 号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第65号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画を別紙のとおり策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市美津島町雑知辺地
 （辺地の人口 3,738 人 面積 14.7 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 美津島町雑知
- ②地域の中心の位置 対馬市美津島町雑知乙497番地7
- ③辺地度数 211 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○林道

林業専用道雑知焼松線は、利用区域面積77haのうち、人工林は67haを占め、そのほとんどは、これまでに切り捨て間伐が繰り返されてきたが、今後は利用間伐による材の販売収入が得られる状況になっている。

現在は長期的な利用に耐える基幹路網の整備がなされていないため、木材の搬出のためには長い延長の作業道開設が必要で、多大なコストがかかる状況である。効率的な利用間伐による山林所有者の収入確保や、将来的な主伐とその後の更新による持続可能な森林経営が不可能な状況である。

このため、本路線の開設により森林資源の効率的な有効利用を実現し、地域山林の持続的な経営実現を図る。

○学校給食施設

美津島学校給食共同調理場給食運搬車は使用開始から25年が経過し、走行距離も28万kmを超え、故障が頻繁に発生していることから、安全で安心した配送を実施できる体制を確保するため更新する。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
林道	市		210,858	125,614	85,244	84,900
学校給食施設	市		6,332	0	6,332	6,300
合計			217,190	125,614	91,576	91,200

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市美津島町吹崎辺地
 （辺地の人口 151 人 面積 13.9 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 美津島町箕形、吹崎、加志
- ②地域の中心の位置 対馬市美津島町吹崎169番地
- ③辺地度数 292 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

◎簡易水道施設
 中西部簡易水道は、昭和42年に創設し、昭和55年に、箕形地区と統合し、事業を行い現在に至っているが、施設の老朽化が著しく安定供給に苦慮している現状であるため、本事業を実施し、清浄にして安定した水の供給を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間 （単位：千円）

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
簡易水道施設	市		680,000	340,000	340,000	170,000
合計			680,000	340,000	340,000	170,000

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市美津島町濃部辺地
 （辺地の人口 60 人 面積 6.5 Km²）

1. 辺地の概況

- ① 辺地を構成する町又は字の名称 美津島町濃部
- ② 地域の中心の位置 対馬市美津島町濃部197番地
- ③ 辺地度数 299 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

各地区に配備の消防団積載自動車が、老朽化により小型動力ポンプ及び車両の機動性低下がみられ、有事に地域住民の生命及び財産を守る信頼性の低下が懸念されることから、順次更新し地域の消防機動力を向上させるものである。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設	市		22,151	0	22,151	22,100
合計			22,151	0	22,151	22,100

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市豊玉町千尋藻辺地
 （辺地の人口 252 人 面積 4.1 Km²）

1. 辺地の概況

- ① 辺地を構成する町又は字の名称 豊玉町千尋藻
- ② 地域の中心の位置 対馬市豊玉町千尋藻145番地2
- ③ 辺地度数 280 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設
 各地区に配備の消防団積載自動車が、老朽化により小型動力ポンプ及び車両の機動性低下がみられ、有事に地域住民の生命及び財産を守る信頼性の低下が懸念されることから、順次更新し地域の消防機動力を向上させるものである。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間 （単位：千円）

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設	市		22,151	0	22,151	22,100
合計			22,151	0	22,151	22,100

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市峰町三根辺地
 （辺地の人口 525 人 面積 25.7 Km²）

1. 辺地の概況

- ① 辺地を構成する町又は字の名称 峰町三根
- ② 地域の中心の位置 対馬市峰町三根3番地103
- ③ 辺地度数 263 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

本事業は、対馬市水道局が行う簡易水道基幹改良事業に関連する消火栓設置工事に負担金を支出するものである。

簡易水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これと併せて消火栓の布設替えを行い消防設備の充実を図り地域住民の安全性を確保する。

○簡易水道施設

三根地区簡易水道は、昭和33年に三根簡易水道として創設され、その後昭和62年、平成3年、平成12年、平成15年に、近隣地区との統合事業を実施し運用しているが、近年、管の老朽化による漏水とそれによる断水の頻発、また機械・設備の経年劣化による故障事故により、水の安定供給・施設の維持管理業務に苦慮している現状にあるため、本事業の実施により老朽管ならびに老朽設備の改良を行い、有収率の向上と、水の安定供給を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	市	5,214	0	5,214	5,200
簡易水道施設	市	480,000	240,000	240,000	120,000
合計		485,214	240,000	245,214	125,200

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市峰町櫛辺地
（辺地の人口 189 人 面積 3.0 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 峰町櫛
- ②地域の中心の位置 対馬市峰町櫛218番地5
- ③辺地度数 272 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○スクールバス

本事業の東小学校及び東部中学校のスクールバスは、平成9年に購入したもので24年が経過して老朽化しており、故障が頻繁に発生して運行に支障をきたしているため、児童生徒の安全な通学環境を整えるため更新する。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
スクールバス	市		9,464	1,340	8,124	8,100
合計			9,464	1,340	8,124	8,100

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市上県町佐護辺地
 （辺地の人口 546 人 面積 55.4 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 佐護東里、佐護西里、佐護南里、佐護北里
- ②地域の中心の位置 対馬市上県町佐護東里24番地5
- ③辺地度数 352 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設
 各地区に配備の消防団積載自動車が、老朽化により小型動力ポンプ及び車両の機動性低下がみられ、有事に地域住民の生命及び財産を守る信頼性の低下が懸念されることから、順次更新し地域の消防機動力を向上させるものである。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間 （単位：千円）

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設		市	22,151	0	22,151	22,100
合計			22,151	0	22,151	22,100

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市上対馬町比田勝辺地
 （辺地の人口 887 人 面積 5.4 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上対馬町比田勝、網代
- ②地域の中心の位置 対馬市上対馬町比田勝832番地3
- ③辺地度数 239 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

現在配備の消防ポンプ自動車は、購入から20年を経過し、老朽による機械故障が懸念され、主ポンプ及び真空ポンプの故障が発生した場合、部品が製造中止のため修理不能となることから車両を更新するもの。

また、消防団車両は、車両適正化計画により、消防ポンプ自動車未配備の地区に購入配備し、地域の消防機動力及び消防力の強化を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設		市	78,000	0	78,000	78,000
合計			78,000	0	78,000	78,000

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市厳原町下原辺地
 （辺地の人口 322 人 面積 35.6 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 厳原町下原、床谷、日掛、上山、檜根
- ②地域の中心の位置 対馬市厳原町下原515番地19
- ③辺地度数 294 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○橋りょう

林道シワカウ線1号橋は、林道開設後の時間経過に伴い、橋梁の劣化が進み、剥離による鉄筋露出が発生していることから、橋梁の補修工事を行い通行者の安全を確保する。

○林道

林道有明線は平成12年度に完成し、283haの受益を持つ林道であるが、未舗装区間が多く、降雨時には路盤材の流出及び路床の洗掘が繰り返されて、トラック等での通行が不可能となり林業施業に支障を来している状況である。舗装施工により森林所有者の通行の安全を確保し森林施業の推進を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
橋りょう	市		23,015	11,500	11,515	11,500
林道	市		<u>12,502</u> (10,000)	<u>6,251</u> (5,000)	<u>6,251</u> (5,000)	<u>6,200</u> (5,000)
合計			<u>35,517</u> (33,015)	<u>17,751</u> (16,500)	<u>17,766</u> (16,515)	<u>17,700</u> (16,500)

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市美津島町小船越辺地
 （辺地の人口 148 人 面積 4.0 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 美津島町小船越
- ②地域の中心の位置 対馬市美津島町小船越389番地8
- ③辺地度数 277 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設
 施設の老朽化及び車両適正配備計画に基づき消防団拠点施設を建設し、消防防災拠点機能の維持、地域の消防機動力の向上及び消防力の強化を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間 （単位：千円）

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	市	53,091 (66,500)	0	53,091 (66,500)	53,000 (66,500)
合計		53,091 (66,500)	0	53,091 (66,500)	53,000 (66,500)

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市豊玉町仁位辺地
（辺地の人口 1,052 人 面積 10.7 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 豊玉町仁位
- ②地域の中心の位置 対馬市豊玉町仁位1295番地1
- ③辺地度数 237 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○診療施設

当市の診療所では、医療機器の耐用年数を大幅に超えているため故障が頻発している。豊玉診療所（仁位辺地）の全自動赤血球計数・免疫反応測定装置、仁田歯科診療所（仁田辺地）の歯科ユニット、佐須奈診療所（佐須奈辺地）のX線一般撮影システムを導入することにより医療の環境を整備し、住民に安心安全な医療の提供をすることで生活水準の格差の是正を図る。

○消防施設

現在配備の消防ポンプ自動車は、購入から20年を経過し、老朽による機械故障が懸念され、主ポンプ及び真空ポンプの故障が発生した場合、部品が製造中止のため修理不能となることから車両を更新するもの。

また、消防団車両は、車両適正化計画により、消防ポンプ自動車未配備の地区に購入配備し、地域の消防機動力及び消防力の強化を図る。

○診療施設

現在豊玉診療所のレントゲン撮影装置は、設置してから16年以上が経過し、耐用年数を大幅に経過して使用している。保守部品の供給期間が令和2年3月末をもって終了になったため、今後故障が発生した場合には部品の入手が困難であり、修理不能となる恐れがある。正常に使用できる状態を維持し、住民に安心安全な医療を提供することで生活水準の格差の是正を図る。

○診療施設

豊玉診療所のヘモグロビン分析装置は、耐用年数4年のところ約9年が経過しており、故障した際に修理できない可能性がある。当機器は糖尿病の診療に欠かせない機器であり、健康診断の受診者全員にも使用する重要な検査機器であるため更新する。

3. 公共施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	市	7,700	3,850	3,850	3,800
消防施設	市	82,818	0	82,818	82,800
診療施設	市	5,500	2,750	2,750	2,700
診療施設	市	5,830	2,915	2,915	2,900
合計		101,848 (96,018)	9,515 (6,600)	92,333 (89,418)	92,200 (89,300)

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書 (案)

長崎県対馬市豊玉町塩浜辺地
(辺地の人口 158 人 面積 2.1 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 豊玉町塩浜、見世浦
- ②地域の中心の位置 対馬市豊玉町横浦19番地2
- ③辺地度数 308 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○林道

林業専用道賀谷塩浜線は、利用区域面積150haのうち、人工林は87haを占めており、そのうち71haを公社造林が占めている。

現在、長期的な利用に耐える基幹路網の整備がなされていないため木材の搬出のために長い延長の作業道開設など多大なコストをかけて森林施業を行っている。

今回計画する林業専用道により、収益率の高い利用間伐が実現され経営改善と分収契約山林所有者の収入還元、将来的な主伐とその後の更新による持続可能な森林経営の安定化を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
林道	市		162,923 (214,994)	98,961 (130,294)	63,962 (84,700)	63,600 (84,400)
合計			162,923 (214,994)	98,961 (130,294)	63,962 (84,700)	63,600 (84,400)

※ () 書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市上県町佐須奈辺地
（辺地の人口 846 人 面積 15.9 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上県町佐須奈、西津屋
- ②地域の中心の位置 対馬市上県町佐須奈乙948番地
- ③辺地度数 272 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○診療施設

当市の診療所では、経年により故障が頻発している医療機器や現代の医療体制にそぐわなくなった機器が存在するため、豊玉診療所（仁位辺地）のレントゲン画像処理システム装置及び峰歯科診療所（佐賀辺地）、佐須奈歯科診療所（佐須奈辺地）の歯科ユニット装置を更新することにより適正な医療体制を整え、生活水準の格差の是正を図る。

○診療施設

当市の診療所では、医療機器の耐用年数を大幅に超えているため故障が頻発している。豊玉診療所（仁位辺地）の全自動赤血球計数・免疫反応測定装置、仁田歯科診療所（仁田辺地）の歯科ユニット、佐須奈診療所（佐須奈辺地）のX線一般撮影システムを導入することにより医療の環境を整備し、住民に安心安全な医療の提供をすることで生活水準の格差の是正を図る。

○消防施設

平成7年度に導入した危険物施設、車両及び船舶火災等の特殊災害対応の化学付消防ポンプ自動車が老朽化しているため、車両を更新し、消防機動力の向上を図る。

○消防施設

現在配備の消防ポンプ自動車は、購入から20年を経過し、老朽による機械故障が懸念され、主ポンプ及び真空ポンプの故障が発生した場合、部品が製造中止のため修理不能となることから車両を更新するもの。

また、消防団車両は、車両適正化計画により、消防ポンプ自動車未配備の地区に購入配備し、地域の消防機動力及び消防力の強化を図る。

3. 公共施設の整備計画

平成30年度から令和4年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
診療施設	市		11,658	5,828	5,830	5,800
診療施設	市		18,707	0	18,707	18,700
消防施設	市		64,814	0	64,814	64,800
消防施設	市		78,000	0	78,000	78,000
合計			173,179 (95,179)	5,828	167,351 (89,351)	167,300 (89,300)

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市上県町伊奈辺地
（辺地の人口 157 人 面積 21.8 Km²）

1. 辺地の概況

- ① 辺地を構成する町又は字の名称 上県町志多留、田ノ浜、伊奈、越高
- ② 地域の中心の位置 対馬市上県町伊奈1287番地
- ③ 辺地度数 340 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○道路

市道仁田志多留線は、上県町檜滝を起点に1級市道中山線と連携して上県町佐護に至る道路で、上県町内の一般国道382号を補完する幹線道路である。しかし現道は沿岸部を通る路線で、荒天時や台風時には護岸からの越波により道路が通行できない。このため、本路線の整備により車両通行の安全の確保を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路	市		<u>90,000</u> (51,000)	0	<u>90,000</u> (51,000)	<u>90,000</u> (51,000)
合計			<u>90,000</u> (51,000)	0	<u>90,000</u> (51,000)	<u>90,000</u> (51,000)

※（ ）書きは変更前の金額

議案第 66 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（廻地区）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 13 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
対馬市豊玉町廻字廻 243 に隣接する道路に隣接する埋立地先並びに字寺崎 246 の 2 に隣接する埋立地先	308.07	字廻



竣 功 認 可 書

対 馬 市

令和3年12月16日付けで申請のあった第1種唐崎漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾



記

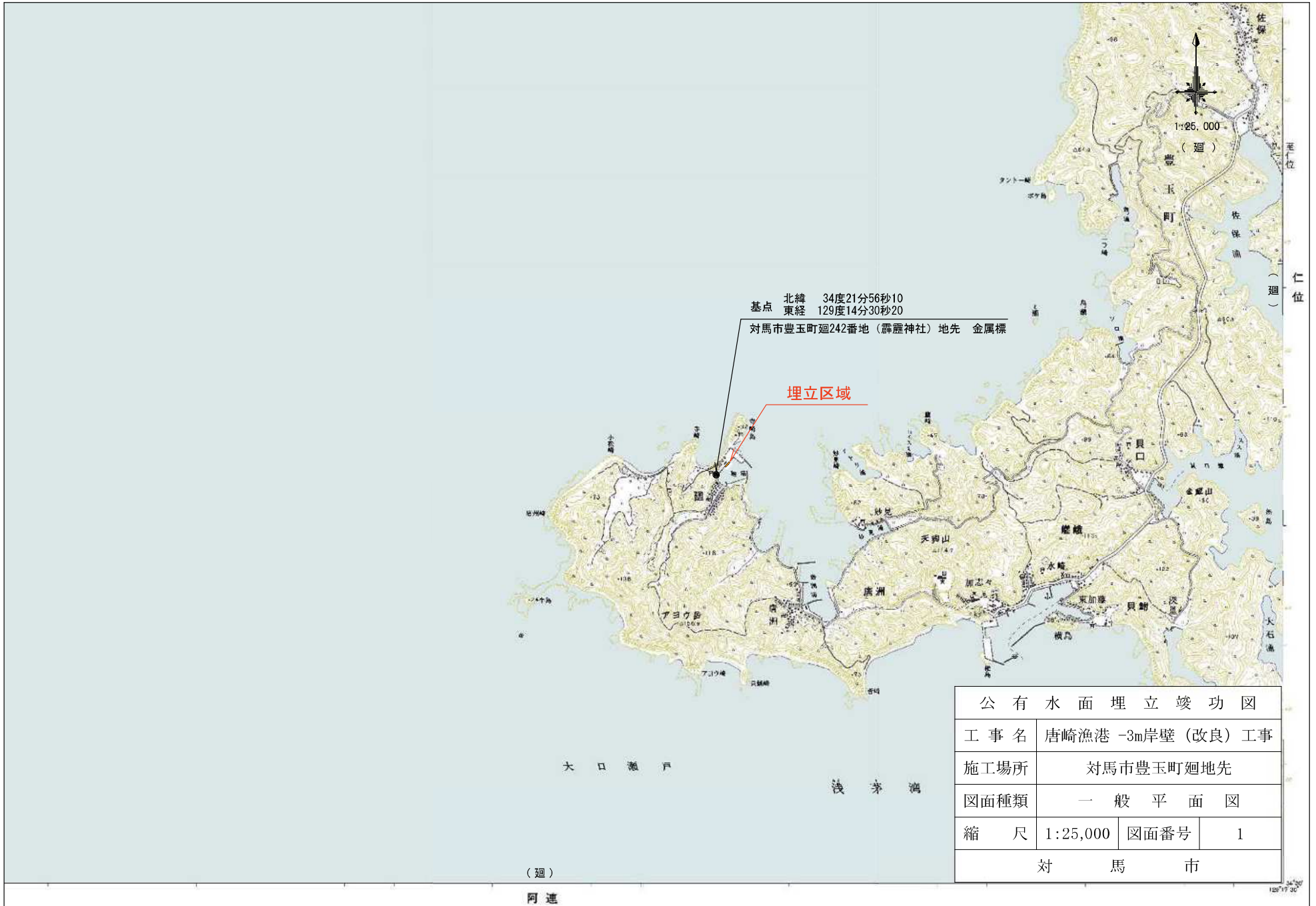
1. 埋立ての場所

長崎県対馬市豊玉町廻字廻243番に隣接する里道に隣接する埋立地から字寺崎246番2に隣接する埋立区域に至る地先

2. 埋立地の用途 漁港施設用地

3. 竣功面積 308.07㎡

(内訳)	岸	壁	敷	246.45㎡
	護	岸	敷	61.62㎡



基点 北緯 34度21分56秒10
 東経 129度14分30秒20
 対馬市豊玉町廻242番地 (霹靂神社) 地先 金属標

埋立区域

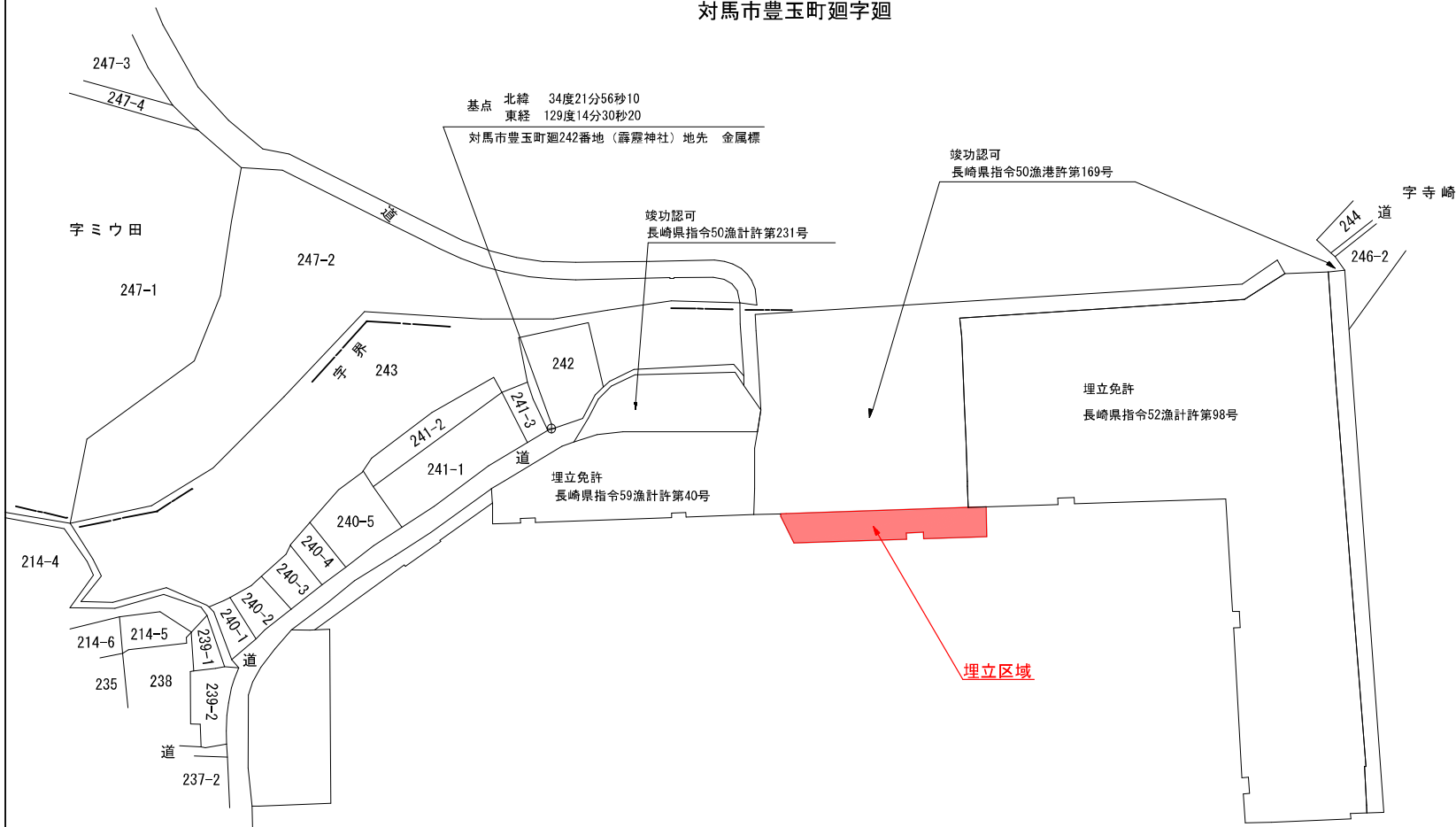
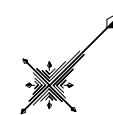
公有水面埋立竣功図			
工事名	唐崎漁港 -3m岸壁 (改良) 工事		
施工場所	対馬市豊玉町廻地先		
図面種類	一般平面図		
縮尺	1:25,000	図面番号	1
対馬市			

(廻)
阿連

129°17'30"

字 図

対馬市豊玉町廻字廻

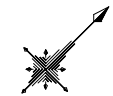


凡 例	
	埋立区域

測量年月日	令和3年6月15日
調査者	扇精光コンサルタンツ株式会社 齋藤 基
長崎地方務局 対馬支局	

公 有 水 面 埋 立 竣 功 図			
工 事 名	唐崎漁港 -3m岸壁 (改良) 工事		
施工場所	対馬市豊玉町廻地先		
図面種類	字 図		
縮 尺	1: 1,000	図面番号	4
対 馬 市			

求積平面図 (埋立区域) S=1:200



(世界測地系)

北緯 34度21分56秒10
東経 129度14分30秒20

求積表

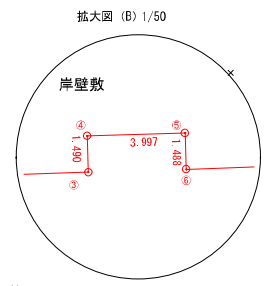
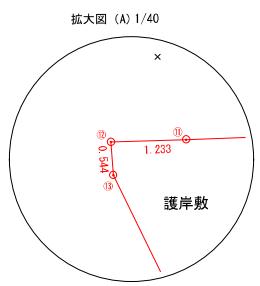
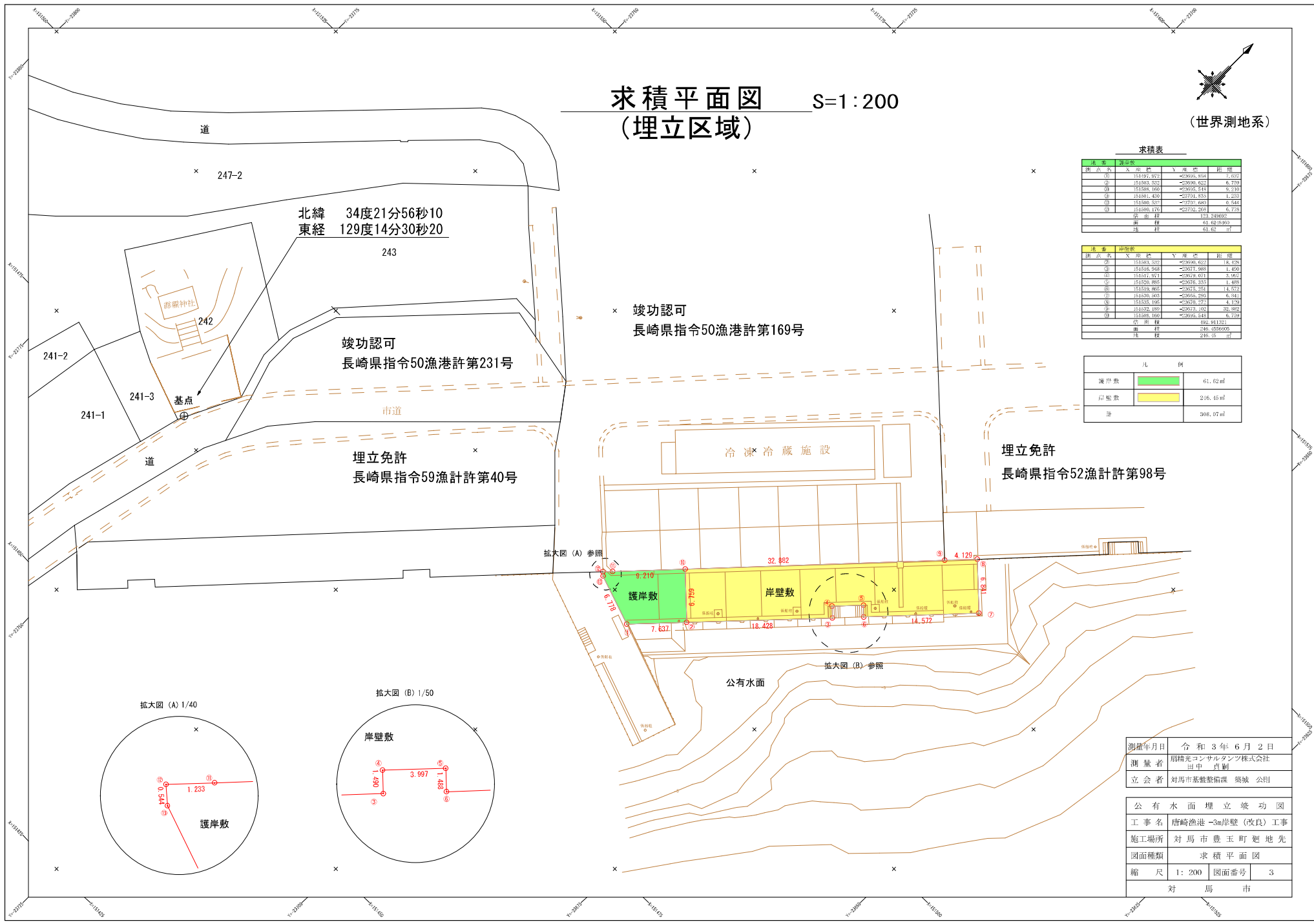
測点名	X 座標	Y 座標	面積
01	151300.4923	-23090.3088	2.607
02	151300.3321	-23090.6222	6.759
03	151300.1460	-23093.5148	9.310
04	151300.4200	-23101.8518	1.233
05	151300.1701	-23102.3068	6.778
積算積			177.24692
面積			61.625403
注			61.62 ㎡

埋立表

測点名	X 座標	Y 座標	面積
01	151300.3321	-23090.6222	18.126
02	151316.9461	-23071.8888	1.450
03	151316.3711	-23074.9711	3.922
04	151320.8851	-23076.3331	1.485
05	151316.8951	-23075.2511	4.572
06	151320.3951	-23076.2951	6.341
07	151320.1461	-23070.3721	4.129
08	151320.1461	-23073.1021	8.882
09	151320.1461	-23076.5181	6.759
積算積			102.91221
面積			346.359666
注			246.35 ㎡

凡例

埋立面積	61.62㎡
岸壁敷	216.45㎡
計	308.07㎡



測量年月日	令和3年6月2日
測量者	厨精光コンサルティング株式会社 田中 貞樹
立会者	対馬市基盤整備課 築城 公明

公有水面埋立竣工図	
工事名	唐崎漁港 -3m岸壁(改良)工事
施工場所	対馬市豊玉町廻地先
図面種類	求積平面図
縮尺	1:200 図面番号 3
対馬市	

議案第 67 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 52 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 13 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

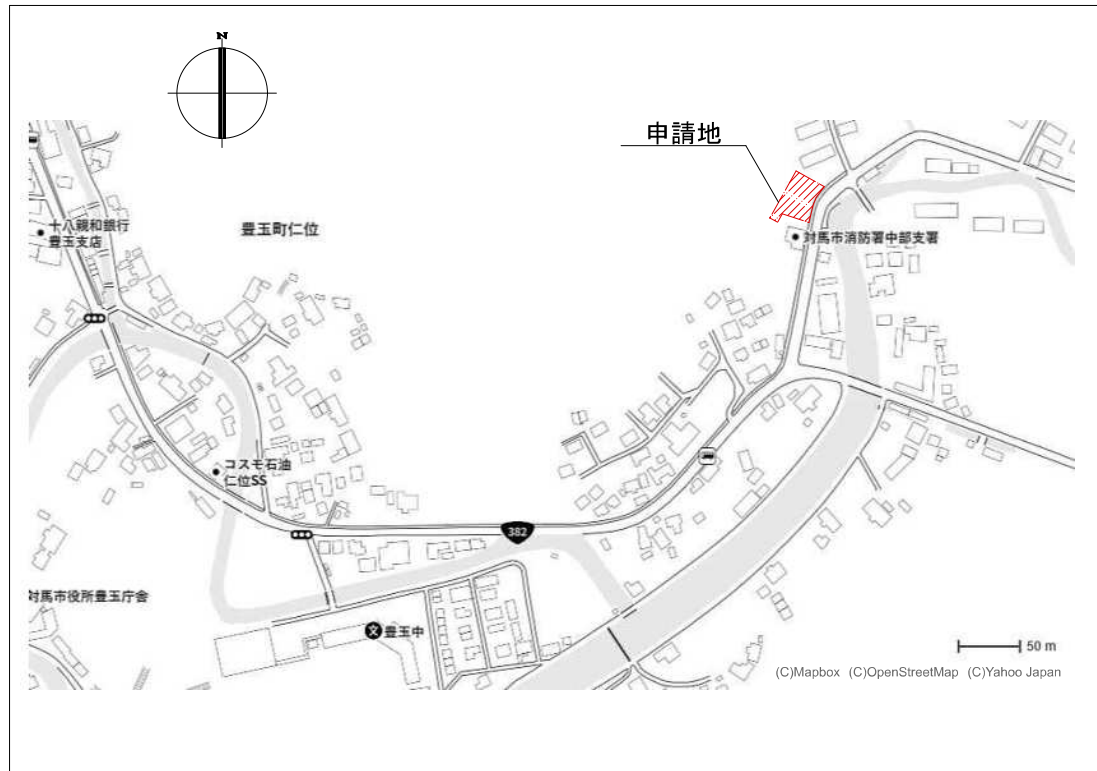
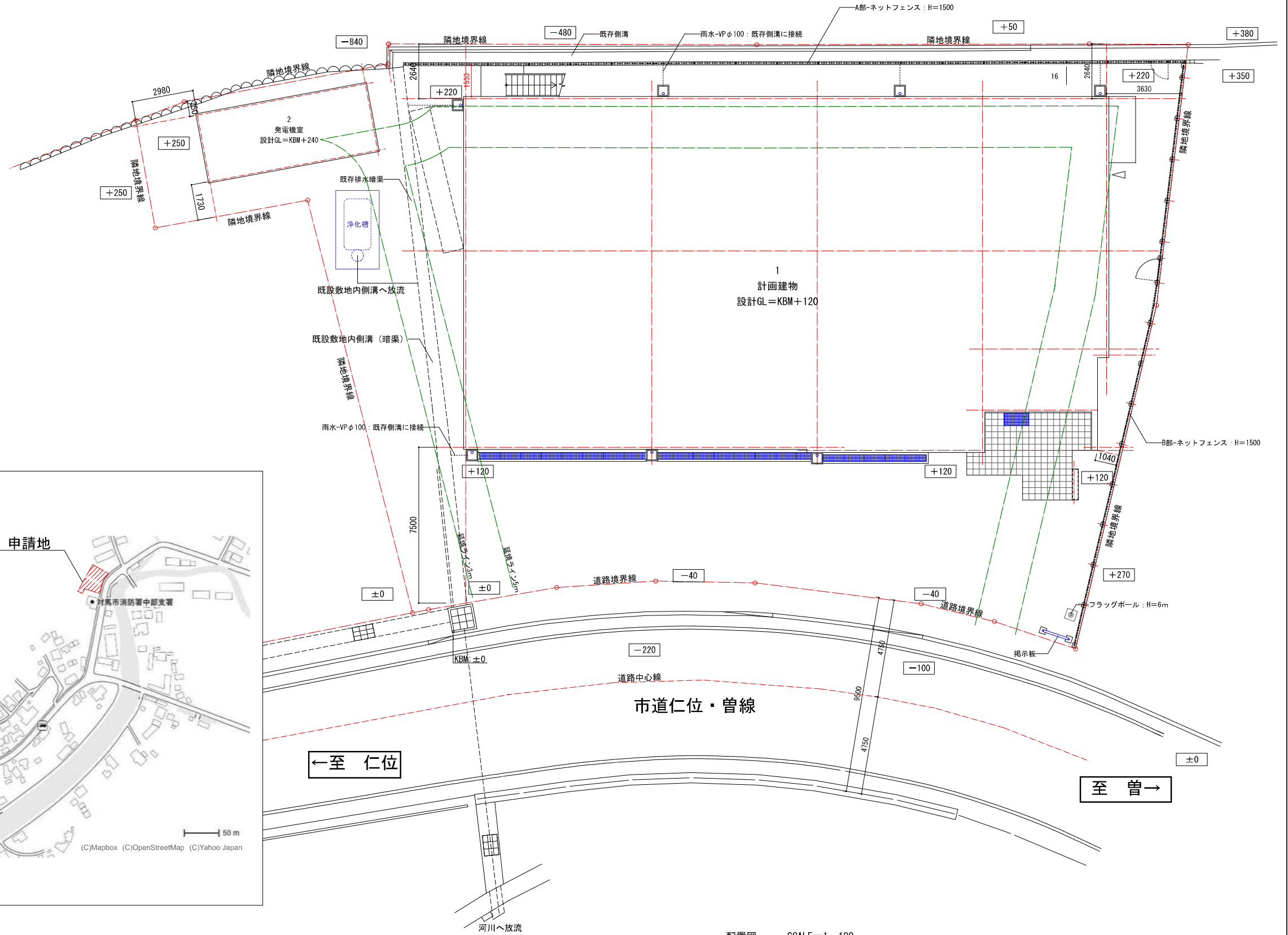
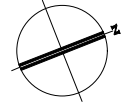
契約の目的	消防署中部支署建設工事（建築主体）
契約の方法	一般競争入札
契約の金額	一金 306,350,000 円
契約の相手方	住所 長崎県対馬市上対馬町比田勝 168 番地 1 氏名 武末・田口特定建設工事共同企業体 代表構成員 武末 高明

※議会提出参考資料※

議案第 67 号 工事請負契約の締結について

工 事 名	消防署中部支署建設工事(建築主体)
契約予定額	一金306,350,000円
施 工 業 者	長崎県対馬市上対馬町比田勝168番地1 武末・田口特定建設工事共同企業体 代表構成員 武末 高明
工 事 場 所	長崎県対馬市豊玉町 仁位 地内
工 事 概 要	<ul style="list-style-type: none">○ 中部支署 鉄筋コンクリート造3階建て 建築面積 A= 540.05㎡ 延床面積 A= 918.55㎡ (車庫、倉庫、感染対策室、出勤準備室、男性仮眠室、女性仮眠室、執務室、待機室、トレーニング室、研修室、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレほか)○ 発電機室 鉄骨造1階建て 建築面積 A= 26.98㎡ 延床面積 A= 26.98㎡
	工事内容は、別添資料のとおり。

議案第67号



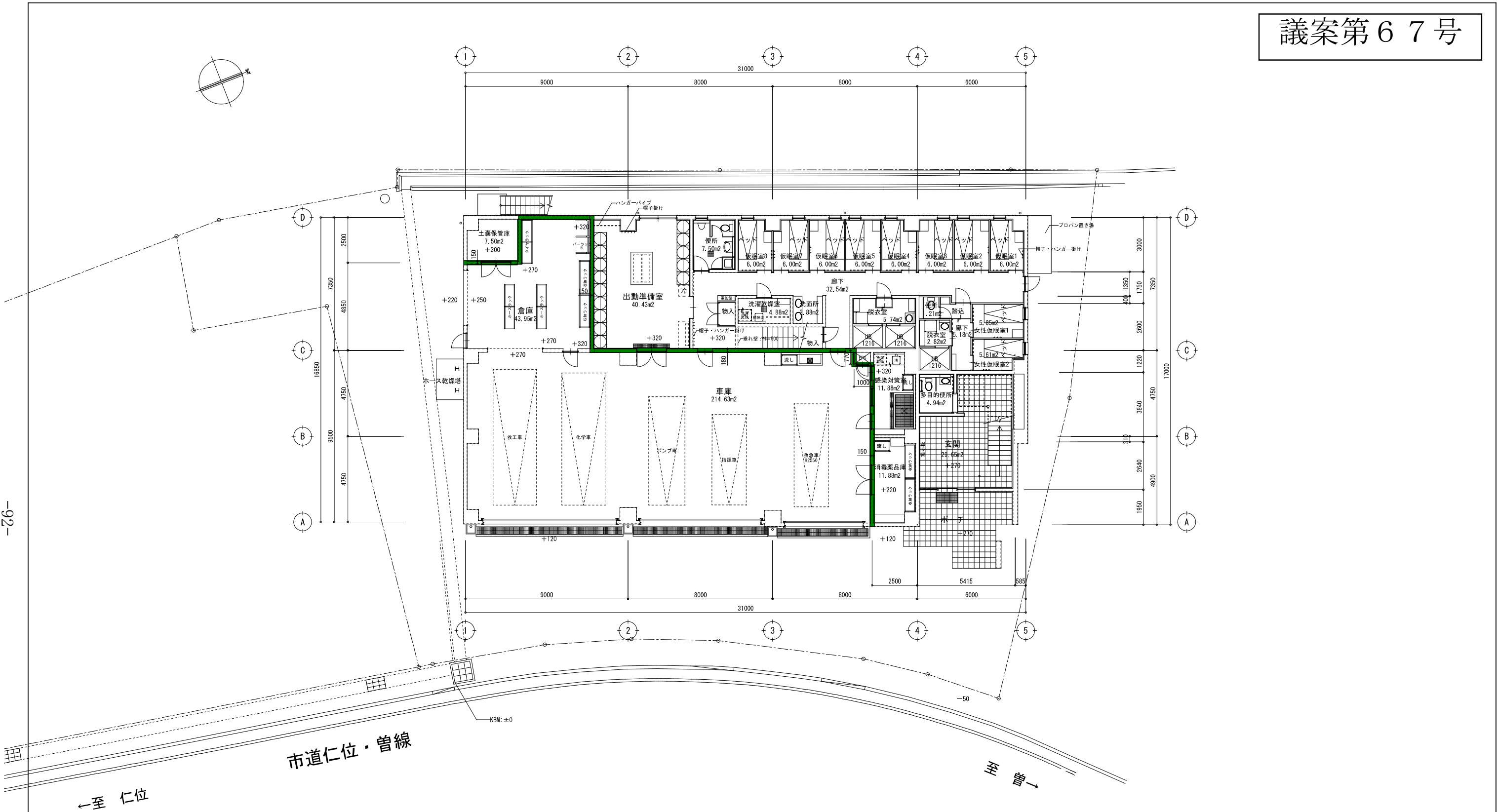
付近見取図

配置図 SCALE=1:100

- ※設計GL=KBM+120とする
- ※接道長さ: 32.58m
- ※当該敷地は土砂災害レッドゾーン内には入っていない
- ※敷地西側隣地は硬質の岩盤であり、本計画には支障なし

- 16 -

設計者 株式会社 八光設計 一级建築士事務所 長崎県知事登録 第(19)-10596号 一级建築士 建設大臣登録 第 237357 号 平井 賢博	設計 担当 製図	目付 22.03.25 A1=1/100 A3=1/200	工事名称 消防署中部支署建設工事 (建築主体)	設計番号
		縮尺 図面名称 付近見取図・配置図	図面番号 A-01	

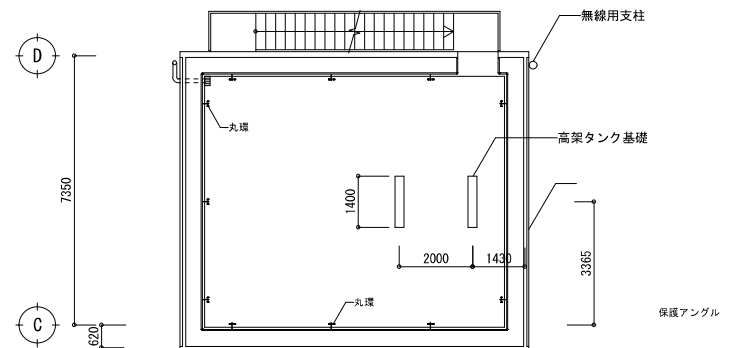
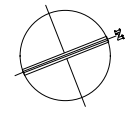


-92-

1階平面図 SCALE=1:100

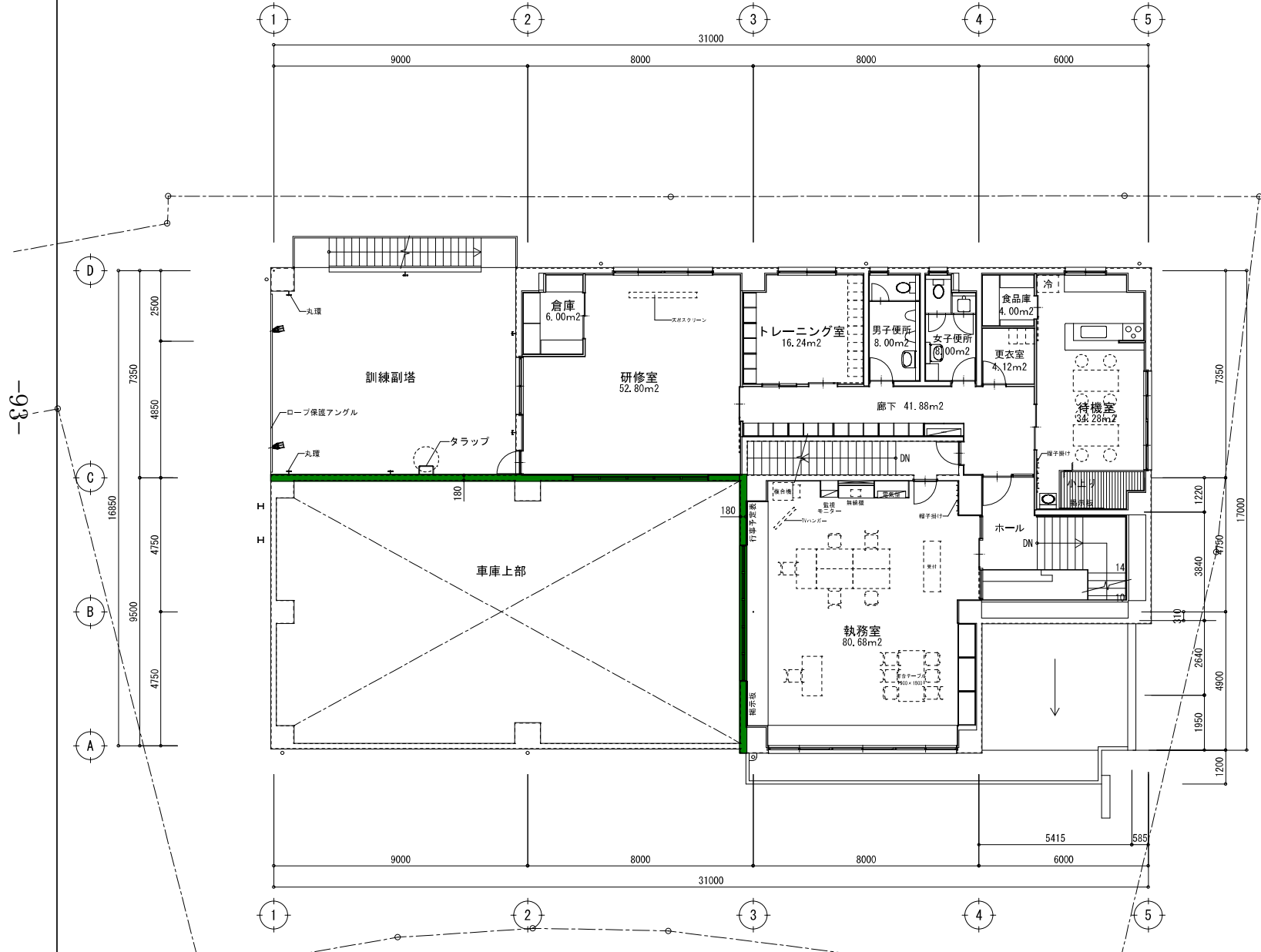
— : 異種用途区画を示す
 : RC壁 一般壁: T=150、耐力壁: T=180
 : LGS下地壁、T=21強化PB二重張り(片面)、認定番号: FP060NP-0007
 ※異種用途区画に係る建具は全て特定防火設備(常閉、遮煙)とする

設計者 株式会社 八光設計 一級建築士事務所 長崎県知事登録 第(19)-10598号 一級建築士 建設大臣登録 第 237357 号 平井 真直	設計 担当 製図	日付 22.03.25	工事名称 消防署中部支署建設工事(建築主体)	設計番号 A-05
		縮尺 A1=1/100 A3=1/200	図面名称 1階平面図	図面番号 A-05



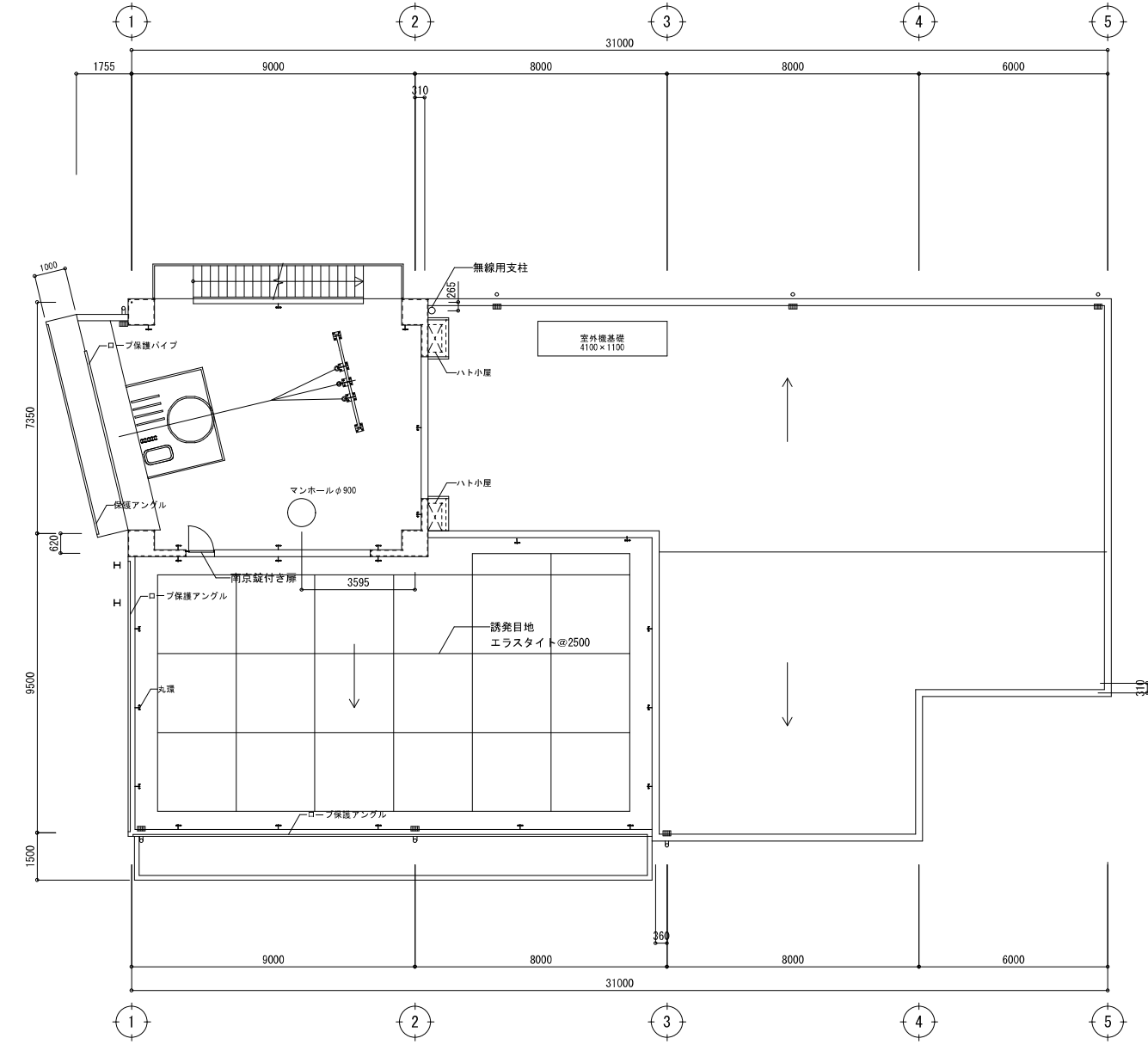
屋根平面図

SCALE=1:100



2階平面図

SCALE=1:100



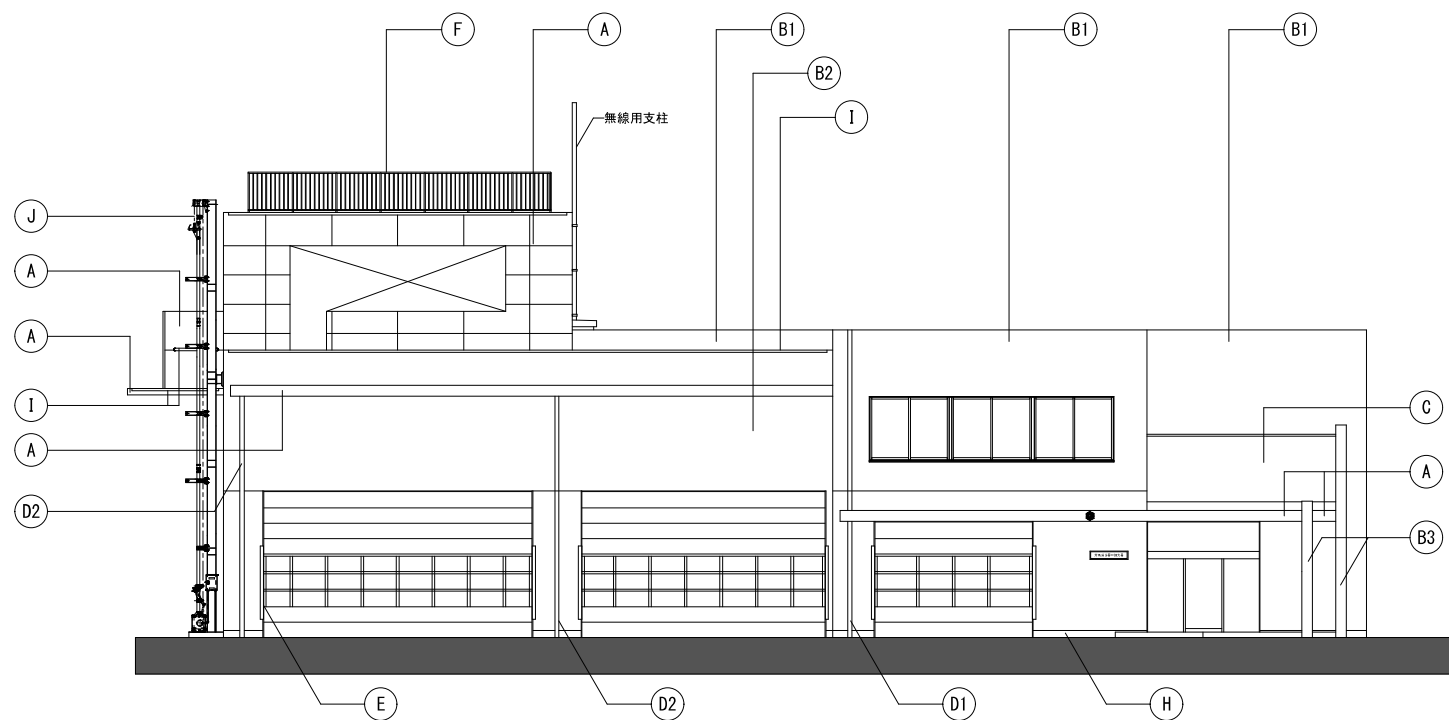
3階平面図

SCALE=1:100

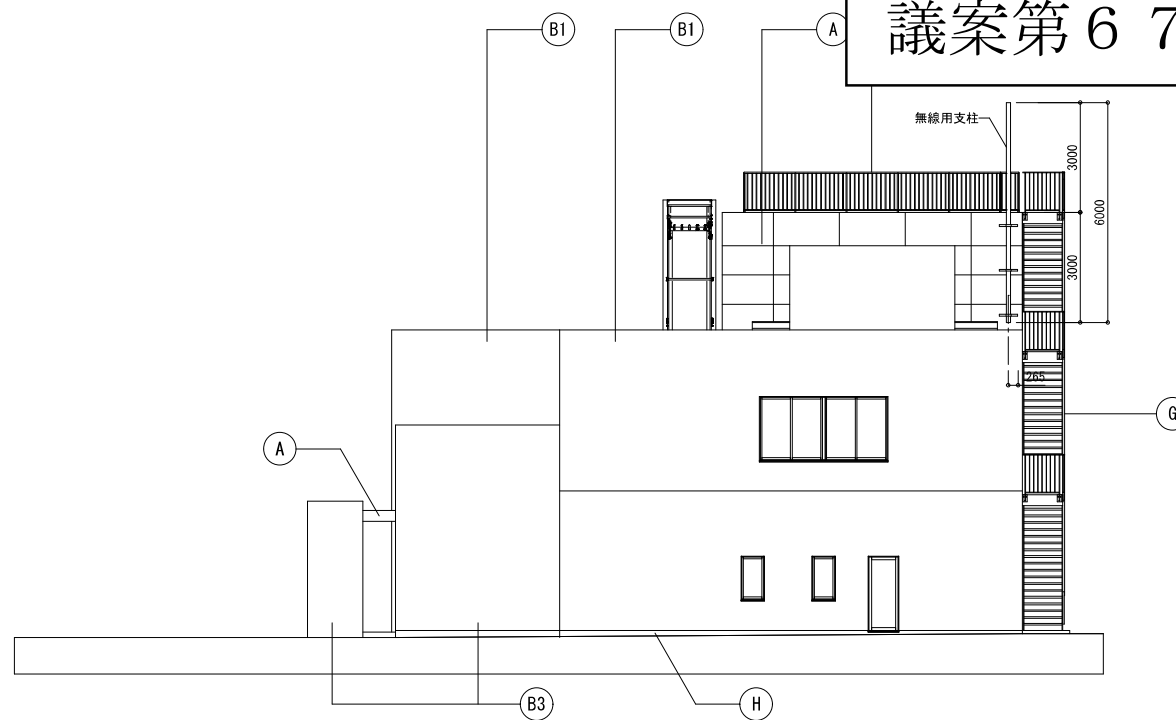
■：異種用途区画を示す
 —：RC壁 一般壁：T=150、耐力壁：T=180

※異種用途区画に係る建具は全て特定防火設備（常閉、遮煙）とする

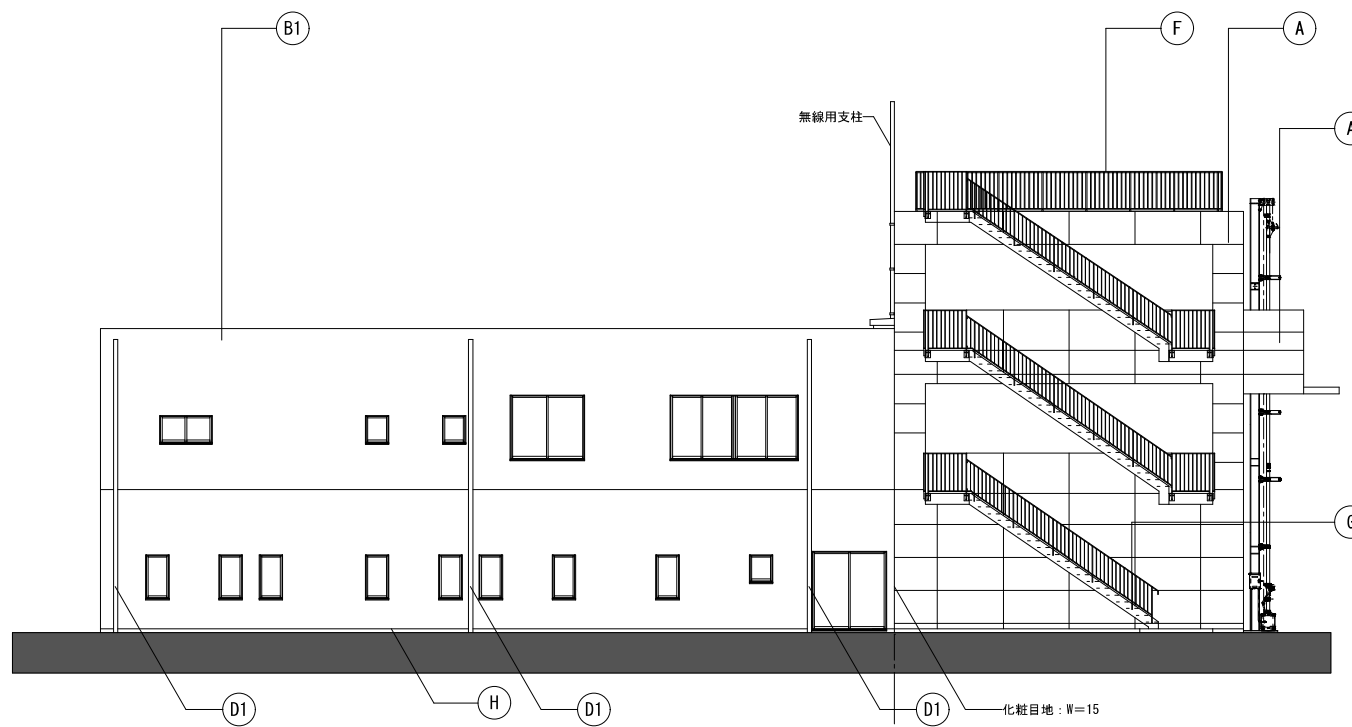
設計 担当 製図 日付 22.03.25 工事名称 消防署中部支署建設工事（建築主体） 縮尺 A1=1/100 A3=1/200 図面名称 2・3階平面図 屋根平面図 設計番号 図面番号 A-06	株式会社 八光設計 一般建築士事務所 東京都知事登録 第一級建築士 建設大臣登録 第 (19)-10598号 第 237357 号 平井 貴博	22.03.25 消防署中部支署建設工事（建築主体）	2・3階平面図 屋根平面図	設計番号 図面番号 A-06
		22.03.25 消防署中部支署建設工事（建築主体）	2・3階平面図 屋根平面図	設計番号 図面番号 A-06



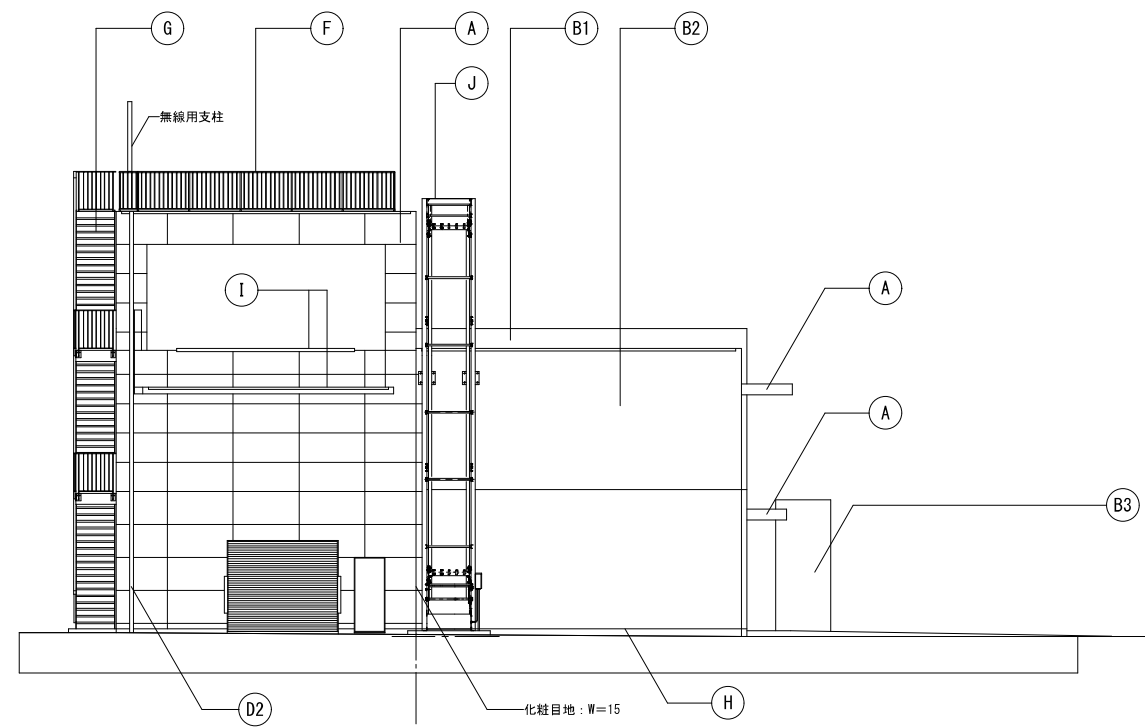
東立面図
(視点：市道からの正面図) SCALE=1:100



北立面図
(視点：曾地区側からの側面図) SCALE=1:100



西立面図
(視点：山側からの背面図) SCALE=1:100



南立面図
(視点：仁位地区側からの側面図) SCALE=1:100

符号	仕上	備考
A	コンクリート打放浸透性シリコン計換水刺塗布	
B	多彩陶石砂調吹付仕上げ	符号末尾数字は色違いを示す
C	コンクリート打放のうえウレタン塗膜防水	
D	アルミバンドレス堅礎	符号末尾数字は色違いを示す
E	軟質塩化ビニルコーナーガード：W=90 エンドキャップ付	
F	スチール手摺：溶融亜鉛メッキ素地	
G	スチール階段：溶融亜鉛メッキ素地	
H	巾木：コンクリート打放、浸透性シリコン系撥水刺塗布	
I	ロープ保護金物	
J	ホースリフター	

多彩陶石砂調吹付仕上げ ← コンクリート打放浸透性シリコン計換水刺塗布

多彩陶石砂調吹付仕上げ ← コンクリート打放浸透性シリコン計換水刺塗布

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|-----------------------|
| 1 | 住 所 | 対馬市巖原町 |
| 2 | 氏 名 | いちのみや よしゆき
一 宮 義 幸 |
| 3 | 生年月日 | 昭和32年1月31日 |

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|-------------------|
| 1 | 住 所 | 対馬市巖原町 |
| 2 | 氏 名 | かぎもと たえこ
鍵本 妙子 |
| 3 | 生年月日 | 昭和35年1月22日 |

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|-------------------|
| 1 | 住 所 | 対馬市美津島町 |
| 2 | 氏 名 | あびる さとこ
阿比留 聡子 |
| 3 | 生年月日 | 昭和35年6月6日 |

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|-----------------|
| 1 | 住 所 | 対馬市豊玉町 |
| 2 | 氏 名 | さいき ただし
佐伯 正 |
| 3 | 生年月日 | 昭和35年2月11日 |

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|----------------------|
| 1 | 住 所 | 対馬市上県町 |
| 2 | 氏 名 | ありかわ よしあき
有 川 義 明 |
| 3 | 生年月日 | 昭和35年1月21日 |

諮問第6号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年9月13日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|---------------|
| 1 | 住 所 | 対馬市上県町 |
| 2 | 氏 名 | すみや
住屋 ゆかり |
| 3 | 生年月日 | 昭和50年5月25日 |